主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人江口十四夫の上告趣意について。

論旨は、いずれも原審の量刑を不当であるとするものであるが、かかる事由は、 上告の適法な理由とすることはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 浜田龍信関与

昭和二六年二月二日

最高裁判所第二小法延

,	精	山	霜	裁判長裁判官
		山	栗	裁判官
	勝	谷	小	裁判官
	八	Ш	藤	裁判官